

健全化判断比率と資金不足比率の公表について

令和5年度決算の数値を基に算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と公営企業の「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定することが義務づけられており、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し、国が関与した財政再生を進めていくことになります。

令和5年度決算に基づき算定された勝央町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり前年度に引き続き全ての指標が基準値を下回っています。

1 健全化判断比率

区分	勝央町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	※ 「－」	15.00	20.00
②連結実質赤字比率	※ 「－」	20.00	30.00
③実質公債費比率	12.8	25.0	35.0
④将来負担比率	※ 「－」	350.0	

※ ①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため、「－」表示にしています。

※ ④将来負担比率は算定されないため、「－」表示にしています。

2 資金不足比率

区分	勝央町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	※ 「－」	20.00
下水道事業会計	※ 「－」	20.00

※ いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため、「－」表示にしています。

上記のとおり、「1 健全化判断比率」、「2 資金不足比率」の勝央町の指標は、「早期健全化基準」を下回っているため、健全な状況であると判断できます。

それぞれの指標の算定した範囲は、以下の《健全化判断比率等の対象図》のとおり、地方自治体の全ての会計を対象とすることはもちろんのこと、地方自治体が加入している一部事務組合や広域連合、さらに地方自治体が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負担金等も含めて算定しています。

《健全化判断比率等の対象図》

